

自然科学研究機構基礎生物学研究所「IBBP」計画推進委員会規則

平成24年6月29日
基研規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する基礎生物学研究所（以下「研究所」という。）と国立大学法人北海道大学、国立大学法人東北大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人東海国立大学機構、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学及び国立大学法人九州大学（以下「大学サテライト拠点」という。）が連携協力して実施する大学連携バイオバックアッププロジェクト（以下「IBBP」という。）の計画推進について審議する自然科学研究機構基礎生物学研究所「IBBP」計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 研究所に委員会を置く。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 IBBPの事業計画及び予算に関すること
- 二 保管すべき生物遺伝資源の決定に関すること
- 三 その他 IBBPの計画推進に係る重要事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員20名以内をもって組織する。

- 一 研究所の教授、准教授又は大学共同利用機関法人自然科学研究機構年俸制職員就業規則（平成23年通則第5号）に定める特任教授、特任准教授
 - 二 大学サテライト拠点の教授又は准教授
 - 三 その他研究所長が必要と認める者
- 2 前項第二号及び第三号の委員は、研究所長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(小委員会)

第9条 委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、岡崎統合事務センター国際研究協力課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

2 この規則施行後、第4条第1項に係る最初の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月17日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。